

令和8年度群馬県ブルーベリーブランド化業務委託 企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度群馬県ブルーベリーブランド化業務

2 業務目的

群馬県（以下、「県」という）では、全国に先駆けてブルーベリーのオリジナル品種育成に取り組み、これまでに「はやばや星」「あまつぶ星」「おおつぶ星」の品種登録を行い、生産者の所得向上に寄与してきた。さらに、令和11年頃には新品种がデビューする予定である。

本業務では、県育成オリジナル品種の価値向上と県産ブルーベリー全体のブランド力強化を図るため、県育成オリジナル品種に使用できる「群馬県育成ブルーベリー品種横断的統一商標」（以下、「統一商標」という）を取得し、県産ブルーベリーの強みや特徴を活かしたブランド基盤を構築することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託限度額

金2,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 業務内容

（1）県産ブルーベリーのブランディング支援

新品种を含めた4つのオリジナル品種の一体的なブランド化を図るために必要な支援を行うこと。

ア 統一商標名案の作成・提示

生産者や消費者、市場関係者・加工業者等の実需者（以下、「実需者」という）がブルーベリーに求めている価値やイメージ等について必要な調査・ヒアリングを実施し、その結果を整理した上で統一商標名案を5つ程度示すとともに、各案から想起されるイメージやブランド戦略の狙いを文章で示すこと。

提案する商標案については、事前に商標登録が可能な名称であることを確認すること。

なお、企画提案の段階においては、商標名案を導き出すまでの検討手順や考え方（調査・整理・検討の流れ）について、提案書に明記すること。

イ その他

- ・その他、県育成オリジナル品種のブランディングに関して、県が必要と認められる支援を行うこと。
- ・アで提示された内容については、県と協議の上、改変等の調整を行う場合がある。
- ・商標決定後には、次年度以降の振興方針について検討・提案すること。

（2）新品种のブランディング支援

令和11年頃にデビューを予定している新品种について、生産者及び消費者にとって価値ある次代のブランド農産物として展開していくため、必要な支援を行うこと。

ア 新品种のブランド戦略への助言と提案

新品種に関わる会議等に参加し、統一商標と整合性のある新品種のブランド戦略構築等に向けた助言や提案を行うこと。

(3) 想定スケジュール

- ・ 6月下旬 新品種振興プロジェクト会議への参加と助言・提案
- ・ 7～9月 生産者・消費者・実需者等へのヒアリング及び調査
- ・ 10月 新品種振興プロジェクト会議への参加と助言・提案
(統一商標の検討も含む)
- ・ 11月 統一商標名案提示
- ・ 1～2月 統一商標名出願 (※商標名の決定と出願は発注者が行う)
- ・ 3月 統一商標を活用した振興方針提案

6 業務報告書の提出

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務報告書を作成し、電子データで提出すること。

なお、ファイル形式及び提出方法は県と調整すること。

- ① 業務完了年月日
- ② 「5 業務内容 (1)～(2)」の各業務における実施内容及び結果並びに成果品
- ③ 実施費用内訳
- ④ その他本業務に関連するもので、県が指示する内容

7 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取り扱う個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を遵守するものとする。

8 成果品の権利関係

本業務の履行における成果品の所有権は、全て県に帰属するものとする。

9 留意事項等

- (1) 受託者は随時業務の進捗状況について県に報告するとともに、必要に応じて協議を行いながら業務を進めること。
- (2) 本業務の実施に必要な物品等については、原則として受託者が用意すること。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。
- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏洩がないよう、十分な対策を講じること。
- (5) 受託者の責に帰すべき理由により、県又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (6) 受託者は、本業務に係るデータを5年間無償で保管すること。この場合、県の承認を得ることなく当該データを転用または第三者に使用させてはならない。
- (7) 契約書及び本仕様書に記載のない事項については、その都度協議すること。